

第212期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月21日（金曜日）

午前10時

場所

山形市双葉町一丁目2番38号  
やまぎん県民ホール 大ホール



山形銀行

証券コード：8344

## 目次

第212期定時株主総会招集ご通知…………… 1P

### (株主総会参考書類)

第1号議案 取締役（監査等委員 …… 6P  
である取締役を除く）  
6名選任の件

第2号議案 監査等委員である …… 12P  
取締役4名選任の件

第3号議案 取締役に対する …… 18P  
業績連動型株式報酬  
制度の内容改定の件

第212期事業報告 …… 21P

計算書類 …… 46P

連結計算書類 …… 48P

監査報告書 …… 50P

株主総会会場ご案内図

○昨年と会場が異なります。末尾の「株主総会  
会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えの  
ないようご注意ください。

証券コード8344  
2024年5月31日  
(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株 主 各 位

山形市七日町三丁目1番2号  
株式会社 **山形銀行**  
取締役頭取 佐藤 英司

## 第212期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第212期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山形銀行」または「コード」に「8344」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

# 記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 山形市双葉町一丁目2番38号 やまぎん県民ホール 大ホール
3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第212期（2023年4月1日から  
2024年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  2. 第212期（2023年4月1日から  
2024年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および  
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件         |
| 第3号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件 |

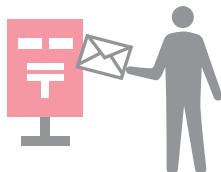
## 4. 議決権の行使についてのご案内

### 当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### インターネット等による 議決権行使



当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 開催日時

2024年6月21日（金）  
午前10時

#### 行使期限

2024年6月20日（木）  
午後5時到着分まで

#### 行使期限

2024年6月20日（木）午後5時まで  
詳細は5頁をご覧ください。▶

### 複数回にわたり行使された場合の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

## お願い

- 当日ご出席の場合は、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## お知らせ

- 本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- 次の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・計算書類の注記
  - ・連結株主資本等変動計算書
  - ・連結計算書類の注記
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 今後の状況変化により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ウェブサイト (<https://www.yamagatabank.co.jp/>) にてお知らせいたします。株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使について

## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

### パソコンによる議決権行使

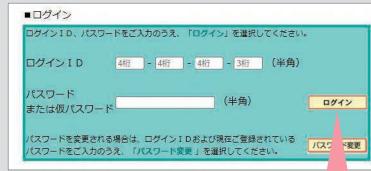
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

#### 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

#### 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。



#### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）12名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役会における執行と監督の役割の適正化、および意思決定の迅速化を図ることなどを目的に、当行はこのたび執行役員制度を導入いたします。

これを受け、前期比6名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、当行は取締役の報酬・選任についての透明性を向上させるために、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の機関である「ガバナンス委員会」を設置しております。

取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

同委員会は、独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

#### ■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任に関する監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役候補者について、候補者の資質および業務執行能力、取締役会の実効性強化、指名手続等の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、各候補者は豊富な業務経験と実績を有していること、取締役会の一員として取締役に期待される役割を果たし得る人選がなされていること、また、ガバナンス委員会における審議など適切な手続きを経て指名されていることなどから、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断します。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	再任 は せ がわ きち しげ 長谷川 吉 茂	代表取締役会長	100% (11回/11回)
2	再任 さ とう えい じ 佐 藤 英 司	代表取締役頭取	100% (11回/11回)
3	再任 み うら しん いち ろう 三 浦 新一郎	代表取締役専務	100% (11回/11回)
4	再任 とう やま ゆたか 藤 山 豊	常務取締役	100% (11回/11回)
5	再任 いの うえ ゆみ こ 井 上 弓 子	社外 独立 社外取締役	100% (11回/11回)
6	再任 はら だ けい た ろう 原 田 啓太郎	社外 独立 社外取締役	91% (10回/11回)

1

は せ がわ  
長谷川きち しげ  
吉茂

男性

生年月日：1949年9月30日生  
所有する当行の株式数：324,050株  
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4月	株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	1997年 6月	当行代表取締役専務
1983年 5月	同行業務総本部業務企画部部長代理	2005年 6月	当行代表取締役頭取
1985年 6月	当行常務取締役	2023年 6月	当行代表取締役会長 現在に至る
1993年 4月	当行専務取締役		

■ 取締役候補者とした理由

2005年6月から18年間代表取締役頭取を務め、2023年6月からは代表取締役会長として引き続き経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮しております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

2

さ とう  
佐藤えい じ  
英司

男性

生年月日：1964年6月5日生  
所有する当行の株式数：2,700株  
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当行入行	2020年 6月	当行常務取締役
2009年 6月	当行酒田支店法人営業部長	2022年 6月	当行代表取締役専務
2012年 4月	当行営業企画部副部長	2023年 6月	当行代表取締役頭取 現在に至る
2014年 6月	当行営業支援部長		
2017年 6月	当行取締役米沢支店長兼 米沢北支店長委嘱		(担当) 監査部

■ 取締役候補者とした理由

2017年6月に取締役に就任後、常務取締役、代表取締役専務を経て、2023年6月から代表取締役頭取に就任。豊富な現場経験と多くの顧客とのリレーション実績、ならびに本部企画経験を有し、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮しております。複雑かつ高度化する課題への対応能力を備えており、的確な銀行経営の舵取りを担う知識や経験を有しております。

3

み うら  
三浦しん いち ろう  
新一郎

男性

生年月日：1971年12月27日生  
所有する当行の株式数：130,165株  
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2020年 6月	当行代表取締役専務 経営統括本部長委嘱
2003年 9月	同行融資部企業融資第二グループ 調査役	2022年 6月	当行代表取締役専務 現在に至る
2005年 6月	当行常務取締役		(担当) 経営企画部、システム企画部、 秘書室、東京事務所
2014年 6月	当行代表取締役専務		

■ 取締役候補者とした理由

株式会社三菱銀行（現三菱UFJ銀行）勤務後に当行入行。常務取締役を経て、2014年6月から代表取締役専務に就任。幅広い分野の経験・スキルを有し、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮しております。昨年度は、第21次長期経営計画策定を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識と能力を有しております。

4

とう やま  
藤山ゆたか  
豊

男性

生年月日：1965年11月14日生  
所有する当行の株式数：4,600株  
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2017年 6月	当行融資部長
2010年 7月	当行狩川支店長	2019年 6月	当行取締役融資部長委嘱
2012年 7月	当行融資部副部長	2021年 6月	当行常務取締役
2015年 9月	当行寿町支店長		現在に至る (担当) 人事総務部、事務統括部

■ 取締役候補者とした理由

営業店長、融資部長を歴任後、2019年6月に取締役役に就任。以来、融資部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度から人事総務ならびに事務部門を統括し、多様で柔軟な働き方の体制整備や事務の構造改革を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識と能力を有しております。

5

いの うえ  
井上ゆみ こ  
弓子

女性

生年月日：1947年7月27日生  
所有する当行の株式数：3,500株  
取締役会への出席状況：100% (11回/11回)

再任

社外 独立



#### ■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年 2月	高島電機株式会社入社（取締役）	2012年 6月	山形商工会議所副会頭
2001年 2月	同社常務取締役	2015年 6月	当行社外取締役（現職）
2003年 7月	同社代表取締役社長	2017年 4月	国立大学法人山形大学経営協議会委員
2009年 8月	みやぎ・やまがた女性交流機構会長（現職）	2022年 2月	高島電機株式会社代表取締役会長兼社長（現職）
2011年 2月	高島電機株式会社代表取締役会長		現在に至る

#### ■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者としての高い見識および山形商工会議所副会頭等の経済団体幹部の経験を有し、引き続き幅広い視点から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、コーポレートガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」を推進し、充実を図るうえで最適の人材であります。

6

はら だ  
原田けい た ろう  
啓太郎

男性

生年月日：1953年2月2日生  
所有する当行の株式数：1,200株  
取締役会への出席状況：91% (10回/11回)

再任

社外 独立



#### ■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月	ハッピーミシン製造株式会社 （現株式会社ハッピージャパン）入社	2014年 10月	株式会社ハッピージャパン 代表取締役社長
1987年 6月	東北精機工業株式会社（現株式会社 ハッピージャパン）代表取締役社長	2017年 4月	株式会社ハッピープロダクツ 代表取締役社長
1999年 12月	ハッピー工業株式会社（現株式会社 ハッピージャパン）代表取締役社長	2019年 10月	株式会社ハッピージャパン 代表取締役会長（現職）
2005年 6月	株式会社ヤマコー社外監査役（現職）	2019年 12月	株式会社ハッピープロダクツ 代表取締役会長（現職）
2006年 6月	両羽協和株式会社社外取締役（現職）		
2011年 7月	ハッピー協和株式会社代表取締役社長（現職）	2020年 6月	当行社外取締役（現職）
2012年 6月	山形放送株式会社社外監査役（現職）		現在に至る

#### ■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

グローバルなものづくり企業の経営者として専門知識ならびに高度な技術に精通するとともに、国際的な幅広い見識に加えて、他企業において社外取締役・監査役としての経験も豊富に有しております。引き続き銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

<特記事項>

1. 井上弓子氏は高島電機株式会社の代表取締役を務めておりますが、同社と当行との間における2023年度の取引額は、同社および当行の売上高の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。
2. 原田啓太郎氏は株式会社ハッピージャパン、株式会社ハッピープロダクツおよびハッピー協和株式会社の代表取締役を務めておりますが、各社と当行との間における2023年度の取引額は、各社および当行の売上高の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。
3. 井上弓子氏および原田啓太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当行は、17頁に記載しております当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して井上弓子氏および原田啓太郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
なお、第1号議案および第2号議案が承認された場合、当行における独立役員である社外取締役の員数は、監査等委員である取締役も含めた取締役10名のうち5名となります。
5. 当行は井上弓子氏および原田啓太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当行は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。また、各候補者が取締役に選任された場合には、各々が当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 井上弓子氏および原田啓太郎氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって井上弓子氏が9年、原田啓太郎氏が4年となります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役6名のうち、垂石卓朗氏、五味康昌氏、尾原儀助氏、松田純一氏および押野正徳氏の5名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、笹浩行氏は辞任する予定でありますので、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

### 監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	再任 垂石卓朗	取締役常勤 監査等委員	100% (11回/11回)	100% (14回/14回)
2	再任 五味康昌	社外 独立 社外取締役 監査等委員	100% (11回/11回)	100% (14回/14回)
3	再任 押野正徳	社外 独立 社外取締役 監査等委員	100% (11回/11回)	100% (14回/14回)
4	新任 岡本明子	社外 独立	—	—

1

たる いし  
垂石たく ろう  
卓朗

男性

生年月日：1965年3月30日生  
所有する当行の株式数：5,500株  
取締役会への出席状況：100% (11回/11回)  
監査等委員会への出席状況：100% (14回/14回)

再任



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当行入行	2016年 4月	当行金融市場部長
2011年 4月	当行久野本支店長	2020年 6月	当行取締役 常勤監査等委員
2012年 7月	当行総合企画部副部長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業店長、金融市場部長を歴任。特に金融市場、証券、国際業務に精通しており、有価証券ならびに国際業務部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。また監査等委員長として社外取締役監査等委員との連携を図り、適切な監査・監督等を遂行しております。引き続き業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を実施するうえで、十分な経験と実績を有していることから、候補者としたものであります。

2

ご み  
五味やす まさ  
康昌

男性

生年月日：1943年2月8日生  
所有する当行の株式数：2,100株  
取締役会への出席状況：100% (11回/11回)  
監査等委員会への出席状況：100% (14回/14回)

再任

社外 独立



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1966年 4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2009年 6月	当行社外監査役
1993年 6月	同行取締役米州本部米州企画部部長 (特命担当：バンクオブカリフォルニア会長兼頭取)	2013年 2月	三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社特別顧問
2003年 5月	同行副頭取法人営業部門長委嘱	2015年 6月	株式会社オービック社外取締役 (現職)
2004年 6月	同行副頭取退任	2016年 6月	当行社外取締役 監査等委員 (現職)
2004年 6月	三菱証券株式会社 (現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社) 取締役会長	2019年 4月	三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社名誉顧問 (現職) 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

海外勤務経験も含め金融・証券業務に精通するなど、銀行経営を統治する十分な見識や社会的信用を有しております。2009年6月の社外監査役就任以来、適切な監査・監督を遂行していただいていることから、引き続き業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督、また経営に対して適切な助言・提言をいただけることを期待し、候補者としたものであります。

3

おしの  
押野まさのり  
正徳

男性

生年月日：1958年5月17日生

所有する当行の株式数：0株

取締役会への出席状況：100% (11回/11回)

監査等委員会への出席状況：100% (14回/14回)

再任

社外 独立



#### ■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 9月 公認会計士登録

2004年 6月 新日本監査法人

(現 E Y 新日本有限責任監査法人)  
代表委員

2011年 7月 新日本有限責任監査法人

(現 E Y 新日本有限責任監査法人)  
山形事務所所長

2012年 6月 日本公認会計士協会東北会山形県会会長

2012年 6月 日本公認会計士協会東北会副会長

2017年 7月 押野正徳公認会計士事務所所長 (現職)

2017年 11月 ミクロン精密株式会社社外取締役 (現職)

2020年 6月 当行社外取締役 監査等委員 (現職)

現在に至る

#### ■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として企業会計に精通し、金融機関の監査等豊富な経験を有しております。2020年6月の社外取締役監査等委員就任以来、適切な監査・監督を遂行いただいていることから、引き続きその高い見識と専門知識を生かし、業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督、また経営に対して適切な助言・提言をいただけることを期待し、候補者としたものであります。

4

おかもと  
岡本めいこ  
明子

女性

生年月日：1980年10月28日生

所有する当行の株式数：0株

取締役会への出席状況：—

監査等委員会への出席状況：—

新任

社外 独立



#### ■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2008年 12月 弁護士登録 (東京弁護士会)

松田綜合法律事務所入所 (企業法務、人事労務、  
事業再生、不動産、一般民事担当弁護士)

2013年 8月 一般社団法人と信管理協会管理士・

同協会資格試験委員

2015年 8月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社

(現 PwC アドバイザリー合同会社) 出向  
(~2016年8月)

2015年 11月 千葉商科大学特別講師

2017年 11月 東京弁護士会食品安全関係法研究部会員 (現職)

2018年 3月 株式会社グローバルダイニング取締役監査等委員 (現職)

2018年 6月 社会保険労務士登録

2021年 1月 松田綜合法律事務所パートナー弁護士 (現職)

現在に至る

#### ■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務や人事労務に精通し、高い見識と専門知識ならびに他企業における社外取締役としての経験も有しております。独立した立場にて業務執行取締役の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけることを期待し、候補者としたものであります。また、コーポレートガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内多様性の確保」を推進し、充実を図るうえで最適の人材であります。

(注) 岡本明子氏の戸籍上の氏名は、大島明子であります。

各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

<特記事項>

1. 押野正徳氏は公認会計士事務所の代表を務めておりますが、当行との間に顧問契約はなく、同氏に対して役員報酬以外の支払いはございません。
2. 五味康昌氏、押野正徳氏および岡本明子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、17頁に記載しております当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して五味康昌氏および押野正徳氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、岡本明子氏の取締役選任が承認された場合には、新たに独立役員となる予定であります。  
なお、第1号議案および第2号議案が承認された場合、当行における独立役員である社外取締役の員数は、取締役10名のうち5名となります。
4. 押野正徳氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高い見識と専門知識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 岡本明子氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高い見識と専門知識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 当行は五味康昌氏および押野正徳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、岡本明子氏の取締役選任が承認された場合には、当行は同氏の間でも同様に責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当行は、監査等委員である取締役も含めた取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。また、各候補者が取締役に選任された場合には、各々が当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 五味康昌氏は現在当行の社外取締役監査等委員であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
9. 押野正徳氏は現在当行の社外取締役監査等委員であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

(ご参考)

第1号議案および第2号議案が承認可決された場合、各取締役特に期待する分野は以下のとおりです。期待する分野の項目は、銀行の基幹業務に加え、長期経営計画や経営戦略等を踏まえて、取締役会がその役割や責務を果たすために備えるべきスキル分野を選定しております。

	氏名	経営戦略	地域共創	リスク管理	人的資本経営	市場運用	デジタル・DX
社内取締役	長谷川 吉茂	○	○		○		
	佐藤 英司	○		○	○		
	三浦 新一郎	○	○			○	
	藤山 豊			○	○		○
	垂石 卓朗			○		○	

分野ごとの期待役割

経営戦略	経営戦略立案と適切な組織運営	人的資本経営	経営戦略の実現に不可欠な人財の育成
地域共創	地域経済の持続的成長に向けた多面的な支援	市場運用	適切なリスクテイク・リスクマネジメント、安定運用
リスク管理	各種リスクに対する適切なマネジメント	デジタル・DX	お客さまのDX支援、行内のDXや業務効率化

	氏名	企業経営	金融	法務	財務	グローバル
社外取締役	井上 弓子	○				
	原田 啓太郎	○				○
	五味 康昌	○	○			○
	押野 正徳				○	
	岡本 明子			○		

分野ごとの期待役割

企業経営	上場企業等、企業経営者としての知見・経験を活かした助言・経営の監督、地元企業の意見の反映
金融	金融機関経営者としての知見・経験を活かした経営戦略への助言、業務遂行
法務	企業法務における適切な助言、経営の監督
財務	企業会計における適切な助言、経営の監督
グローバル	国際的な幅広い知見を活かした助言、海外動向を踏まえた意見の反映

※ 各氏が有する全ての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえ、特に専門性を発揮することが期待される分野について3つを上限に記載しております。

## (ご参考) 「当行の独立性判断基準」

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当行において、社外取締役候補者が独立性を有すると判断するためには、現在および過去3年間において、以下の要件の全てに該当しないことが必要であります。

### (1) 主要な取引先 (※1)

ア. 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいいます。以下同じです。）である場合は、その業務執行者。

イ. 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

### (2) 専門家

当行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。

### (3) 寄付

当行から過去3年平均で、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

### (4) 主要株主

当行の発行済み株式の10%以上を保有している主要株主、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

### (5) 上記 (1) ~ (4) に該当する先の近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

### (6) 当行またはその子会社の取締役、監査役、使用人およびそれらの近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

#### ※1. 「主要な取引先」の定義

- ・ 当行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2%を超える場合。
- ・ 当行の主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合。

#### ※2. 「近親者」の定義

配偶者および2親等以内の親族。

#### ※3. 「重要」であるものの定義

各会社の役員および部長クラスの者。

### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件

#### 1. 本制度改定を相当とする理由

当行は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。以下本議案において同じ。）を対象に、業績目標達成度および役位に応じて当行株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2016年6月23日開催の第204期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき導入し、今日に至っております。

今般、本制度について、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより一層高めることを目的として、業績評価指標を変更いたしたいと考えております。

また、本定時株主総会終結後、取締役会における監督と執行の役割を適正化するとともに意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員に対しましても、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入することを予定しております。取締役を退任し、執行役員に役位変更となる対象者がいることを踏まえ、当行株式等の交付等の時期について、取締役の退任時から取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時に改定をお願いするものであります。

本議案については、当行における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容（後記の事業報告「2 会社役員に関する事項 ②会社役員に対する報酬等」掲載）にも沿ったものであり、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会における審議など適切な手続きを経ていることから、相当であると判断しております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、4名となります。

また、第204期定時株主総会において株主の皆さまからご承認いただきました、取締役を対象とした当行が拠出する金員の上限、取締役が取得する当行株式数の上限など、その他本制度において変更はございません。

## 2. 本制度の改定内容

### (1) 業績達成条件の内容

改定前	改定後
毎年の当行の業績の目標値に対する達成度に応じて変動	毎年の当行の業績の目標値（財務指標および非財務指標）に対する達成度に応じて変動
<b>【改定理由】</b> 当行の中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をさらに高めるため、業績評価指標として、財務指標に加え非財務指標を採用するものです。	

### (2) 当行株式等の交付等の時期

改定前	改定後
取締役の退任時	取締役および執行役員 of いずれの地位からも退任した時
<b>【改定理由】</b> 執行役員制度の導入に伴い、取締役を退任し執行役員に役位変更となる対象者がいること、および執行役員にも同様の株式報酬制度を導入することを踏まえ、当行株式等の交付等の時期を改定するものです。	

(ご参考)

第204期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
当行株式等の交付等の対象者	・当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。）
当行が拠出する金員の上限	・5事業年度を対象として、合計250百万円
取締役が取得する当行株式数の上限および当行株式の取得方法	・取締役が付与される1年あたりのポイントの総数の上限は、140,000ポイント（※） ※2017年10月1日を効力発生日とする、当行普通株式5株を1株とする株式併合を反映し、1ポイントあたりの交付予定株式数は、当行普通株式0.2株に調整されております。 ・当行株式は、株式市場から取得
業績達成条件の内容	・毎年の当行業績の目標値に対する達成度に応じて変動
取締役に対する当行株式等の交付等の時期	・退任時（取締役が死亡した場合は死亡時） ※取締役が死亡した場合は、死亡時に当行株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付

以上

## 第212期事業報告 (2023年4月1日～2024年3月31日)

### 1 当行の現況に関する事項

#### ① 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 企業集団の主要な事業内容

企業集団は、2024年3月末現在、当行および連結子会社8社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務などの総合金融情報サービスを提供しております。

##### 金融経済環境

当期におけるわが国経済は、総じてみれば緩やかな回復の動きをたどりました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、昨年5月に季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更となったことなどをうけて、経済正常化の動きが強まり、個人消費や設備投資は増加傾向をたどりました。また、インバウンドの大幅な増加も経済の回復を下支えしました。ただし、物価の高止まりをうけて、後半には個人消費は鈍化傾向となり、海外経済の減速や一部自動車メーカーの不正問題等から、企業の生産活動についても弱さが目立つ展開となりました。

当行の主要営業基盤である山形県内経済につきましても、緩やかな持ち直しの動きを維持しましたが、輸出の不振等から、電子部品・デバイスや汎用・生産用・業務用機械を中心に企業の生産活動が弱含んだことなどをうけて、後半には持ち直しの動きに停滞感が広がりました。

金融面をみますと、長期金利は、昨年7月、10月と日本銀行が金利操作を柔軟化させたことをうけて上昇し、10年物国債利回りは一時0.9%台の高水準となりました。ただし、その後は米国長期金利の低下などを背景に下落し、期末にかけては0.7%台で推移しました。一方、短期金利はマイナス圏内での推移が続きましたが、今年3月に日本銀行がマイナス金利の解除や長短金利操作の撤廃を含む金融緩和の大幅修正を決定したことをうけ、期末には0.07%台に急上昇しました。円相場は、マイナス金利解除後も緩和的な環境が続くとの見方が強まり、期末にかけては、約34年ぶりとなる1ドル=152円目前の円安水準となりました。こうしたなか、日経平均株価は、米国株高や経済正常化の動きを好感して上昇が続き、今年3月には史上最高値となる4万円台に達しました。

##### 事業の経過及び成果

このような環境のもと、第20次長期経営計画「Transform」の総仕上げとなる最終年度にあたる当期につきましては、お客さまに寄り添いながらビジネスモデルの変革を進め、地域経済の持続的な発展に向けて様々な施策を展開いたしました。

(主要な事業施策等)

## ■ 営業施策

個人部門では、相続手続を専門に取り扱う「相続受付センター」を事務集中センター内に開設したほか、当行ホームページから相続手続をお申し出いただけるWeb受付も開始し、来店不要でお手続きいただける体制を整備いたしました。加えて、パソコンやスマートフォンで画面を共有して、デジタルブランチ専門スタッフが資産運用等のご相談にお応えする「<やまぎん>オンライン相談」や、店頭での待ち時間なしでお手続き・ご相談いただける「<やまぎん>来店予約サービス」を全店舗に導入しました。「<やまぎん>ネットバンク」につきましては、パソコン版でのみご提供していた各種機能をスマートフォン版にも追加したほか、BankPayを利用した手数料無料の小口送金サービス「ことら送金サービス」の取り扱いを開始しました。また、高齢化社会への対応という観点から、成年後見制度をご利用のお客さまの資産を守る、「<やまぎん>後見制度支援預金」の取り扱いを開始しました。

法人部門では、融資契約手続きをウェブ上で完結できる「やまぎん電子契約サービス」を開始したほか、株式会社マネーフォワードと連携し、資金管理や業務のデジタル化・ペーパーレス化を支援するサービス「<やまぎん> Mikatanoシリーズ」の取り扱いを開始しました。また、SDGsの観点からも注目が高まっている「脱炭素化」へ向けて、e-dash株式会社および株式会社ゼロボードとの業務提携により、CO2排出量の算定・可視化などをサポートするサービスの取り扱いを開始したほか、海外展開に取り組むお客さまへの支援に向け、株式会社日本政策金融公庫山形支店、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社日本貿易保険との連携による「海外ビジネス支援パッケージ」の取り組みを開始しました。さらに、当行を含む地方銀行7行で「自動車産業支援の高度化に向けた覚書」を締結し、大変革期を迎える地域の自動車関連産業の課題解決に向けた取り組み強化を図りました。

## ■ 組織体制および店舗

組織面につきましては、人事総務部「ワークライフバランス推進室」を「ダイバーシティ推進室」に名称変更し、システム企画部デジタル戦略室内に「データマーケティングセンター」を開設しました。

店舗につきましては、酒田支店の新築建替工事を行い、昨年6月にリニューアルオープンいたしました。2024年3月末現在、ブランチ・イン・ブランチ32カ店を含め、店舗数は84カ店となっております。

## ■ DXへの取り組み

当行は、2022年11月に「DXで目指す姿」と「DXで生み出すValue」を公表してDX戦略を推進しており、当期におきましても、デジタル技術の活用による利便性の高いサービスの提供に努めました。また、新設したデータマーケティングセンターを中心に、AIプラットフォーム「DataRobot」を活用して行内外データの分析高度化を図るなど、多様化するお客さまのニーズにお応えする新たなビジネスの創出等を目指す取り組みを強化しました。

## ■ サステナビリティへの取り組み

当行では、2021年12月に「サステナビリティ方針」および「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めております。昨年5月には、その重点課題の一つとして位置付ける「従業員エンゲージメントの向上」に向けて、プロフェッショナル人財の育成、挑戦・キャリア自律、ダイバーシティ推進を柱とした人事制度の改定を16年ぶりに実施しました。

また、お客さまのSDGs経営を後押しすべく、株式会社SBI新生銀行と「サステナブルファイナンス分野における連携・協力に関する基本契約」を締結し、金融面にとどまらず、幅広い側面からお客さまのサステナビリティに係る取り組みを支援する体制を強化しました。

地域経済の持続的な成長に向けた取り組みとしましては、2012年7月より「山形成長戦略プロジェクト」をスタートさせており、2017年2月からは、地域経済の持続的な成長と地域産業の育成に向け、専門機関と協働で製造業の課題解決に取り組む「<やまぎん>ものづくり技術力向上支援プログラム（MSP）」を継続的に展開しております。

### （当期の業績）

以上のような営業施策を実施しながら、当行グループは、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当連結会計年度は次のような業績をおさめることができました。

経常収益は、貸出金利息などの資金運用収益や株式等売却益の増加を主な要因として、前年比39億12百万円増収の550億97百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損などのその他業務費用の増加を主因に前年比56億87百万円増加し、513億34百万円となりました。この結果、経常利益は前年比17億74百万円減益の37億62百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同13億55百万円減益の20億80百万円となりました。

なお、連結の業績においては銀行業務が大部分を占めており、当行単体の業績は以下のとおりとなりました。

## ■ 預金等

預金ならびに譲渡性預金は、個人預金の増加などから、当期中134億円増加し、期末残高は2兆8,456億円となりました。また、預かり金融資産は、投資信託や生命保険の増加を主因に、全体では当期中314億円増加し、期末残高は3,350億円となりました。

## ■ 貸出金

貸出金は、当期中1,494億円増加し、期末残高は1兆9,506億円となりました。法人向け貸出や国・地方公共団体向け貸出が増加しました。

## ■ 有価証券

有価証券は、その他の証券や地方債が減少したことなどから、当期中834億円減少し、期末残高は8,948億円となりました。

## ■ 損益の状況

経常利益は前年比15億65百万円減益の34億19百万円、当期純利益は同11億54百万円減益の21億34百万円となりました。

## 対処すべき課題

当行が営業基盤とする山形県は、人口減少および少子高齢化が進む中、企業の後継者難や人手不足といった問題が表面化していることに加え、資源高騰への対応や脱炭素に向けた取り組みの加速など、様々な課題に直面しております。一方、経済面では、伝統的に継承されてきたものづくり産業をはじめ、最先端分野の研究開発、洋上風力発電の事業化へ向けた動きが見られるなど、地域のポテンシャルは高まりつつあります。

このような状況を踏まえると、金融正常化への転換期を迎える中で、地域金融機関として当行が果たすべき役割は、一層重要性が高まっているものと認識しております。

当行は、本年4月より第21次長期経営計画「Pro-Act」（2024年度～2026年度）をスタートさせました。本長計は、2030年に向けた長期ビジョン「お客さまの価値を共に創造し、地域ポテンシャルを最大化する金融・産業参画型ハイブリッドカンパニー」の実現に向けたフェーズ2と位置づけております。前長計で挑戦した変革を踏まえつつ、組織としての専門性（Pro）を更に高めるとともに、役職員一人ひとりが積極的に行動（Act）することで、企業価値の向上を実現してまいります。

加えて、本長計では、サステナビリティ経営の強化を目的として、重点的に取り組む内容およびKPIを定めました。当行グループにおけるサステナビリティへの取り組みを深化させ、ステークホルダーの皆さまの期待に応えるとともに、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

また、これまで以上に多様化・複雑化する地域やお客さまの課題解決を図るため、高いコンサルティング機能と専門性を発揮できるプロフェッショナル人財の育成を強化するとともに、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止、サイバーセキュリティ強化への対応など、経営管理態勢の強化にも引き続き取り組んでまいります。

株主の皆さま、地域の皆さま方には、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## ② 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
経常収益	41,225	44,026	51,184	55,097
経常利益	4,838	5,489	5,537	3,762
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,852	3,398	3,435	2,080
包括利益	15,056	△4,604	△20,713	11,201
純資産額	161,812	155,628	133,729	143,805
総資産	3,128,968	3,538,352	3,144,460	3,146,366

### ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当期)
預金	2,581,043	2,709,491	2,748,306	2,776,390
定期性預金	782,150	789,078	758,657	724,441
その他の	1,798,893	1,920,412	1,989,648	2,051,948
貸出金	1,748,110	1,716,804	1,801,193	1,950,655
個人向け	592,786	585,888	584,390	591,751
中小企業向け	535,423	538,669	534,717	571,661
その他の	619,901	592,247	682,085	787,242
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	902,416	1,088,499	978,271	894,804
国債	159,681	148,366	91,744	104,656
その他の	742,735	940,132	886,526	790,148
総資産	3,114,655	3,523,263	3,130,721	3,131,970
内国為替取扱高	12,863,730	13,209,148	13,083,465	13,128,289
外国為替取扱高	3,571	4,950	4,483	1,892
経常利益	4,329	4,749	4,984	3,419
当期純利益	2,732	3,110	3,288	2,134
1株当たり当期純利益	83 81	95 99	102 81	66 72

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 当行は2016年度より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当行株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当行株式の数を控除しております。

4. 2023年度の状況につきましては、「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### ③ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			
	銀行業	リース業	信用保証業	その他事業
使用人数	1,119 <sup>人</sup>	17 <sup>人</sup>	6 <sup>人</sup>	45 <sup>人</sup>

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

### ④ 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業

##### (イ) 当行の営業所数

			当年度末
山	形	県	73店(うち出張所 1)
宮	城	県	6 ( — )
秋	田	県	1 ( — )
福	島	県	1 ( — )
栃	木	県	1 ( — )
埼	玉	県	1 ( — )
東	京	都	1 ( — )
合		計	84 ( 1 )

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を126カ所設置しております。また、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で99カ所設置しております。

##### (ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備  
ヤマザワ川西メディカルタウン店 (川西町)  
立川出張所 (庄内町)  
ヤマザワさくらんぼ東根店 (東根市)
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備  
狩川出張所 (庄内町)  
県立新庄病院 (新庄市)  
山大工学部 (米沢市)

##### (ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(二) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

□. リース業

山銀リース株式会社：本社（山形市）

ハ. 信用保証業

山銀保証サービス株式会社：本社（山形市）

ニ. その他事業

山銀システムサービス株式会社：本社（山形市）

やまぎんカードサービス株式会社：本社（山形市）

TRY パートナーズ株式会社：本社（山形市）

やまがた協創パートナーズ株式会社：本社（山形市）

やまぎんキャピタル株式会社：本社（山形市）

木の実管財株式会社：本社（山形市）

## 5 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,986
リース業	93
信用保証業	6
その他事業	0
合計	2,086

(注) 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含んでおります。

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	酒田支店新築建替え工事	685

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## ⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山銀保証サービス株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	信用保証業	百万円 20	% 100.00	
山銀リース株式会社	山形市宮町 二丁目2番27号	ファイナンス リース業	30	100.00	
山銀システムサービス株式会社	山形市三日町 一丁目2番47号	情報サービス業	20	100.00	
やまぎんカードサービス株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	クレジット、 金銭貸付、 信用保証業	30	100.00	
TRYパートナーズ株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	地域商社、 コンサルティング業	100	100.00	
やまがた協創パートナーズ株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	有価証券の取得 保有、売却業	100	100.00	
やまぎんキャピタル株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	有価証券の取得 保有、売却業	100	5.00	
木の実管財株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	財産管理業	10	91.21	

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記8社はすべて連結子会社および子法人等であり、持分法適用会社はありません。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信濃連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2005年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。

5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 野村證券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との提携により、金融商品仲介業務を行っております。
8. 株式会社きらやか銀行および株式会社荘内銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ふるさと山形ネットサービス」）を行っております。
9. 株式会社七十七銀行および株式会社東邦銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「MYキャッシュポイント」）を行っております。
10. 山形県内4信用金庫（山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫）と提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ぐるっと花笠ネット」）を行っております。
11. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
12. 株式会社秋田銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。

## **7 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

## **8 その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### ① 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長谷川 吉 茂	取締役会長 (代表取締役)		
佐 藤 英 司	取締役頭取 (代表取締役) 監査部担当		
三 浦 新一郎	専務取締役 (代表取締役) 秘書室、 経営企画部、 システム企画部、 東京事務所担当		
小 屋 寛	常務取締役 リスク統括部、 コンプライアンス 統括部担当		
藤 山 豊	常務取締役 人事総務部、 事務統括部担当		
長谷川 泉	常務取締役 金融市場部長		
駒 込 勉	常務取締役 融資部担当		
菅 友 和	常務取締役 営業企画部、 営業支援部担当		
小 松 俊 幸	取 締 役 融資部長		
五百川 満	取 締 役 本店営業部長		
井 上 弓 子	取 締 役 (社外取締役)	高島電機株式会社代表取締役会長兼社長 山形商工会議所常議員 みやぎ・やまがた女性交流機構会長	
原 田 啓太郎	取 締 役 (社外取締役)	株式会社ハッピージャパン代表取締役会長 株式会社ハッピープロダクツ代表取締役会長 ハッピー協和株式会社代表取締役社長	
垂 石 卓 朗	取 締 役 常勤監査等委員 監査等委員		(注)2
笹 浩 行	取 締 役 常勤監査等委員 監査等委員		(注)2

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
五味 康 昌	取締役 監査等委員 (社外取締役)	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 名誉顧問 株式会社オービック取締役 (社外取締役)	
尾 原 儀 助	取締役 監査等委員 (社外取締役)	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役	
松 田 純 一	取締役 監査等委員 (社外取締役)	松田総合法律事務所所長 Dua&Matsuda Advisory株式会社代表取締役 株式会社MAP代表取締役 株式会社松田総合研究所代表取締役	(注)3
押 野 正 徳	取締役 監査等委員 (社外取締役)	押野正徳公認会計士事務所所長 ミクロン精密株式会社取締役 (社外取締役)	(注)4

- (注) 1. 取締役井上弓子氏、原田啓太郎氏、五味康昌氏、尾原儀助氏、松田純一氏および押野正徳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。上記の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門等との密接な連携により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役松田純一氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役押野正徳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、役員が中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高め、経営を行うためのインセンティブとなる報酬体系としております。具体的には、取締役の報酬は、①基本報酬、②業績連動報酬としての賞与、③中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しております。

#### ①基本報酬

取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、固定報酬として支給します。

## ②業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬を取締役に対する短期インセンティブと位置付けており、業績指標として一事業年度の成果を表す当期純利益を指標として採用しております。取締役（監査等委員を除く）の固定報酬に業績連動報酬を加えた金額が年額220百万円以内となること、および前事業年度の業績連動報酬額を勘案し、指標の達成度をみながら都度決定しております。

### 2024年3月期における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

指標（単体）	目標（A）（注）	実績（B）	目標比（B－A）	前年比
当期純利益	32億円	21億円	△10億円	△11億円

（注）2024年3月期の個別業績予想として、2023年3月期決算短信にて公表しております。

## ③非金銭報酬等の内容

当行は、2016年6月23日開催の第204期定時株主総会決議に基づき、役員報酬BIP信託制度を導入し、2021年6月24日開催の改第792回取締役会で内容の一部改定を決議しております。当該制度は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものであります。

また、当該制度におけるポイント算定方法等につきましては、以下に記載のとおりとなっております。

- ・付与ポイントの算定式  
役位ポイント×業績連動係数

・役位ポイント

各取締役が付与する1人当たりの年間役位ポイント数を下表のとおりとし、年間役位ポイント総数の上限を140,000ポイントとします。

役位	役位ポイント（1人当たり）
取締役会長	12,300
取締役頭取	12,300
専務取締役	9,600
常務取締役	7,500
取締役	5,400

(注)役位ポイントは各制度対象者の評価対象事業年度末日の役位に基づくものとします。

・業績連動係数

業績連動係数を下表のとおりとし、実績目標の達成度に応じて変動させます。

業績達成度	業績連動計数
140%以上	1.4
120%以上 140%未満	1.2
100%以上 120%未満	1.0
80%以上 100%未満	0.8
80%未満	0.6

・業績連動係数の算出方法

以下の方法により、業績連動係数を算出します。

$$\begin{aligned} \text{業績達成度（\%）} &= (\text{単体コア業務純益の達成度} \times 50\%) \\ &+ (\text{単体当期純利益の達成度} \times 50\%) \end{aligned}$$

各利益の達成度の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{単体コア業務純益の達成度} = (\text{評価対象事業年度の単体コア業務純益の実績値}) \div (\text{評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体コア業務純益の目標値}) \times 100$$

$$\text{単体当期純利益の達成度} = (\text{評価対象事業年度の単体当期純利益の実績値}) \div (\text{評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体当期純利益の目標値}) \times 100$$

(注) 当事業年度の「単体コア業務純益」は9,481百万円、「単体当期純利益」は2,134百万円、「評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体コア業務純益の目標値」は、当事業年度は4,301百万円、「評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体当期純利益の目標値」は、当事業年度は3,010百万円となっております。

- ・ 1 ポイント当たり付与株式数  
1 ポイント当たり0.2株を付与します。
- ・ 交付株式数の算定式
  - ・ 「交付株式数 (注)」 = 「役位ポイント」 × 「業績連動係数」 × 「0.2株」 (1 ポイント当たり交付株式数)
  - (注) 「交付株式数」に0.7を乗じた数 (当行の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとする) の会社株式を当該制度対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場において売却のうえ、その売却代金を当該制度対象者に給付するものとする。
  - ・ 交付株式数の上限は年間28,000株とします。

なお、当行は、取締役の報酬等に関し、客観性、透明性を確保することを目的に、取締役会の諮問機関として、独立社外役員が過半数を占めるガバナンス委員会を設置しております。当該方針および取締役の報酬等に関する事項については、ガバナンス委員会の提言・助言等を受け、取締役会の決議により決定しております。

#### ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬等につきましては、2016年6月23日開催の第204期定時株主総会で以下のとおり決議いただいております。なお、当該決議当時の取締役 (監査等委員を除く) の員数は12名、取締役 (監査等委員) の員数は6名であります。

- ①取締役 (監査等委員を除く) の報酬体系は固定報酬、業績連動報酬 (賞与)、株式報酬とし、以下のとおりとする (ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)。
  - (1) 固定報酬額 (確定報酬額) に業績連動報酬 (賞与) を加えた額を、年額220百万円以内 (うち、社外取締役は年額10百万円以内) とすること。
  - (2) 株式報酬額は、「役員報酬BIP信託」として、当行株式を5事業年度間で250百万円以内の範囲で割り当てること。
- ②取締役 (監査等委員) の報酬体系は固定報酬とし、年額50百万円以内とする。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く )	13名	220	169	18	33
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	6名	44	44	—	—
計	19名	264	213	18	33

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。  
 2. 非金銭報酬等は、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額であります。  
 3. 取締役の報酬には使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役の使用人分の給与等は25百万円（内賞与額5百万円）であります。  
 4. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
井 上 弓 子	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
原 田 啓 太 郎	
五 味 康 昌	
尾 原 儀 助	
松 田 純 一	
押 野 正 徳	

### ④ 補償契約

該当事項はありません。

### ⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取 締 役	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当行役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。故意または過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。なお、当該保険料は全額当行が負担しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
井上弓子	高島電機株式会社代表取締役会長兼社長 山形商工会議所常議員 みやぎ・やまがた女性交流機構会長
原田啓太郎	株式会社ハッピージャパン代表取締役会長 株式会社ハッピープロダクツ代表取締役会長 ハッピー協和株式会社代表取締役社長
五味康昌	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社名誉顧問 株式会社オービック取締役（社外取締役）
尾原儀助	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役
松田純一	松田綜合法律事務所所長 Dua&Matsuda Advisory株式会社代表取締役 株式会社MAP代表取締役 株式会社松田綜合研究所代表取締役
押野正徳	押野正徳公認会計士事務所所長 ミクロン精密株式会社取締役（社外取締役）

- (注) 1. 高島電機株式会社、株式会社ハッピージャパン、株式会社ハッピープロダクツ、ハッピー協和株式会社、男山酒造株式会社、山形酒類販売株式会社、松田綜合法律事務所所長である松田純一氏、株式会社MAP、株式会社松田綜合研究所、押野正徳公認会計士事務所所長である押野正徳氏、ミクロン精密株式会社は、当行との間に銀行取引関係があります。
2. 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当行と金融商品仲介業務に関する提携を行っております。金融商品仲介業務に関する提携の詳細については、重要な業務提携の概況をご参照ください。

## ② 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
井上弓子	8年9カ月	取締役会11回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
原田啓太郎	3年9カ月	取締役会11回中10回出席しました。	企業経営者としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
五味康昌	14年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会14回全てに出席しました。	主に金融業務に関する豊富な経験を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
尾原儀助	9年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会14回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
松田純一	4年9カ月	取締役会11回中4回、監査等委員会14回中6回出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
押野正徳	3年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会14回全てに出席しました。	主に公認会計士としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。

## ③ 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- イ. 取締役井上弓子氏は、企業経営者としての豊富な経験、優れた見識を有していることに加え、山形商工会議所副会頭等の経済団体幹部などの経験を有し、幅広い視点から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ロ. 取締役原田啓太郎氏は、グローバルなものづくり企業の経営者として専門知識ならびに高度な技術に精通するとともに、国際的な幅広い見識を有していることから、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ハ. 取締役五味康昌氏は、海外勤務経験も含め、金融・証券業務に精通するなど、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、客観的に経営に対して助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

- 二. 取締役尾原儀助氏は、企業経営者としての豊富な経験、優れた見識を有していることに加え、一般社団法人山形県法人会連合会会長などの経験を有し、幅広い視点から客観的に経営のチェックを行うことにより、当行の企業統治の向上に貢献いただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ホ. 取締役松田純一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコーポレート・ガバナンスに精通し、高い見識と専門知識を有していることから、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ハ. 取締役押野正徳氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計に精通し、高い見識や専門知識、金融機関の監査等豊富な経験と社会的信用を有しており、銀行以外の独立した立場にて業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけることを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

#### ④ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	23	—

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

#### ⑤ 社外役員の意見

上記①～④に対する社外役員の意見はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

- ① 株式数 発行可能株式総数 59,670千株  
発行済株式の総数 32,500千株（うち自己株式372千株）
- ② 当年度末株主数 8,708名
- ③ 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,656 <sup>千株</sup>	8.26 <sup>%</sup>
山形銀行従業員持株会	1,394	4.34
明治安田生命保険相互会社	1,222	3.80
両羽協和株式会社	1,209	3.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,177	3.66
住友生命保険相互会社	708	2.20
住友不動産株式会社	605	1.88
日本生命保険相互会社	497	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385781	482	1.50
株式会社三菱UFJ銀行	414	1.28

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行は自己株式372千株を保有しておりますが、上記記載から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当行株式134千株を含んでおりません。また、持株比率は、自己株式を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## ④ 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	— 名	— 株
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 職務執行の対価として交付された株式は、役員報酬BIP信託制度に係るものであります。  
2. 株式の数に0.7を乗じた数（当行の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとする）の会社株式を対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場において売却のうえ、その売却代金を対象者に給付しております。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 (当行の監査の職務を行った 指定有限責任社員の氏名) 業務執行社員 公認会計士 佐藤 森夫 業務執行社員 公認会計士 大村 真敏	57	当行監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、57百万円であります。
3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### 2 責任限定契約

該当事項はありません。

### 3 補償契約

該当事項はありません。

### 4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、監査品質および独立性等を総合的に検討し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

当行取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

- (1) 当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践します。
  - ② 行動規準を当企業集団のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスが企業文化として定着するよう徹底します。
  - ③ コンプライアンス統括部がコンプライアンス関連事項を統括し、当行の各部室店および子会社に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。
  - ④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
  - ⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店・子会社および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する態勢を確立します。
- (2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法等を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。
  - ② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等を防止します。
- (3) 当企業集団の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
  - ① 取締役は、当企業集団の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規模・特性等を踏まえ、統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向け

た態勢を確立します。

- ② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やALM会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
  - ③ リスク統括部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リスク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。
  - ④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。
- (4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。
  - ② 取締役会は経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。
  - ③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を確立します。
- (5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役が子会社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、当企業集団の連携態勢を確立します。
  - ② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、子会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的に子会社から業務執行状況や財務状況等の報告を受け、当企業集団の業務の適正を確保します。
  - ③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、当企業集団の財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を確立します。
- (6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制
- ① 監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を要請するとともに、その結果を取締役会および監査等委員会に報告します。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。

- ② 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立してその職務を遂行します。
  - ③ 補助使用人は、その職務を遂行するために必要な調査、会議出席、情報収集等を行うことができます。
  - ④ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定します。
- (8) 当企業集団の取締役（監査等委員である取締役を除く）・その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当行は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実やその他重要事項について、当行の監査等委員会に報告する態勢を確立します。
  - ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査等委員会に報告します。
  - ③ 監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して、報告を求めることができます。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行は、監査等委員会へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底します。
- (10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (11) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、監査等委員による重要な会議等への出席、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧することで、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役等と意見交換を行います。
  - ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見および情報交換を行うとともに、職務の執行に際して必要な場合には、弁護士等の外部専門家を活用します。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保  
取締役会を原則毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他の重要事項について、協議・決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、頭取および役付取締役で構成する常務会を原則毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項について協議・決定するとともに、業務執行に関する主要な報告を求めています。

- (2) リスク管理体制

リスク管理の基本方針などの重要事項につきましては、取締役会が半期毎に見直しを行うほか、関連規程の改廃は、取締役会で協議・決定しております。

また、コンプライアンスを含めたリスク管理のモニタリングの徹底を図るため、リスク管理会議およびALM会議を常務会として定期的に開催しております。

加えて、リスク統括部を設置し、リスク管理の基本規程である「統合的リスク管理規程」に定める基本原則や責任体制に基づき、各種リスクの統合的管理に取り組んでおります。

さらに、監査部を内部監査部署とし、被監査部門に対しての独立性を確保したうえで、関連会社を含む全部室店を対象に業務運営・管理およびリスク管理の適切性・有効性を監査しております。

- (3) コンプライアンス態勢

半期毎に取締役会にてコンプライアンス・リスク管理方針を定め、運用状況をリスク管理会議で協議し、検証するほか、コンプライアンスに関する各種施策を取締役会にて決定しております。また、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについてリスク管理会議で協議し、その内容を取締役会に報告しております。

- (4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について重要性に応じて、当行の取締役又は常務会等の決裁を受ける体制を整備しております。

また、グループ会社代表取締役による定例会議を原則として毎月開催し、業務報告および意見交換を行っております。

- (5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会の監査につきましては、各取締役に対する牽制機能を果たすほか、重要会議への出席、取締役・内部監査部門等から執行状況の聴取、営業店・関連会社の往査などを定

期的に実施し、その結果を監査等委員会において報告を行い、全監査等委員の認識と課題、情報の共有を図っております。また、会計監査人との連携として、監査等委員会は会計監査人との協議を随時実施し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。

## 9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等の観点から、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざすべく、有効に活用してまいります。





## (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	197,119	預 渡 性 預 金	2,774,302
コールローン及び買入手形	8,930	コールマネー及び売渡手形	65,219
買入金銭債権	4,700	借 用 金	14,838
金銭の信託	16,359	外 国 為 替	119,633
有価証券	893,825	そ の 他 負 債	123
貸出金	1,941,891	役 員 賞 与 引 当 金	14,121
外国為替	983	退 職 給 付 に 係 る 負 債	18
その他の資産	47,457	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	51
有形固定資産	17,055	株 式 報 酬 引 当 金	16
建物	7,032	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	130
土地	7,862	偶 発 損 失 引 当 金	86
建設仮勘定	361	利 息 返 還 損 失 引 当 金	283
その他の有形固定資産	1,799	繰 延 税 金 負 債	56
無形固定資産	3,375	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	48
ソフトウェア	3,174	支 払 承 諾	1,106
その他の無形固定資産	200	負 債 の 部 合 計	12,522
退職給付に係る資産	5,895	(純資産の部)	
繰延税金資産	4,875	資 本 金	12,008
支払承諾見返	12,522	資 本 剰 余 金	10,215
貸倒引当金	△8,624	利 益 剰 余 金	129,520
		自 己 株 式	△882
		株 主 資 本 合 計	150,862
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△10,567
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△374
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,354
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,352
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△7,234
		非 支 配 株 主 持 分	177
		純 資 産 の 部 合 計	143,805
資産の部合計	3,146,366	負債及び純資産の部合計	3,146,366

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		55,097
資	金 運 用 収 益	33,444	
	貸 出 金 利 息	18,770	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	14,420	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	183	
	預 け 金 利 息	11	
	そ の 他 の 受 入 利 息	57	
役	務 取 引 等 収 益	8,092	
そ	の 他 業 務 収 益	7,205	
そ	の 他 経 常 収 益	6,354	
	償 却 債 権 取 立 益	14	
	そ の 他 の 経 常 収 益	6,339	
経	常 費 用		51,334
資	金 調 達 費 用	5,391	
	預 金 利 息	2,537	
	譲 渡 性 預 金 利 息	5	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	958	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	607	
	借 用 金 利 息	975	
	そ の 他 の 支 払 利 息	307	
役	務 取 引 等 費 用	2,498	
そ	の 他 業 務 費 用	21,466	
営	業 費 用	20,555	
そ	の 他 経 常 費 用	1,422	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	148	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,273	
経	常 利 益		3,762
特	別 損 失		329
	固 定 資 産 処 分 損 失	304	
	減 損	24	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,432
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	520	
法	人 税 等 調 整 額	830	
法	人 税 等 合 計		1,350
当	期 純 利 益		2,082
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,080

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 山形銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 森夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山形銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第212期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 山形銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 森夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山形銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第212期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社山形銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	垂 石 卓 朗
常勤監査等委員	笹 浩 行
監査等委員	五 味 康 昌
監査等委員	尾 原 儀 助
監査等委員	松 田 純 一
監査等委員	押 野 正 徳

(注) 監査等委員 五味康昌、尾原儀助、松田純一及び押野正徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**場所**：山形市双葉町一丁目2番38号 やまぎん県民ホール 大ホール



- ・交通のご案内：J R山形駅より徒歩5分
- ・お車でお越しの方は県民へにはな駐車場をご利用ください。会場受付にて駐車料金のサービス券をお渡しいたします。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した植物油  
インキを使用しています。